仕様書番号６各まち第１号

各務原市まちづくり活動補償制度取扱業務　仕様書

１．契約件名
　各務原市まちづくり活動補償制度

２．契約期間（補償対象期間）
　令和６年４月１日～令和７年３月 31 日

３．業務内容
（１）各務原市まちづくり活動補償制度実施要綱（平成 26 年３月 26 日決裁）並びに同適用基準（平成 26 年３月 31 日決裁）に基づき、必要な給付が行えるよう、保険約定（特約を含む）及び特記条項を整え、補償制度を実施運用する。
（２）補償対象者については、以下を除き登録は行わない（別紙１参照）。
　①登録ボランティア
　②災害復旧ボランティア
　③こども 110 番の家
（３）市は市民団体等から提出された事故報告書及び保険金請求書を保険会社に送付するとともに、保険会社は示談交渉が必要な場合は、当事者間で円満に事故解決ができるように協力する。
（４）団体等が行うまちづくり活動の他、要綱第 14 条及び同適用基準に定める市が行う事業又は活動のうちまちづくり活動に類するもので市民が無報酬で参加するもの及び市からの委嘱を受けて行うまちづくり活動に類するものについても認めることとする。その場合は、所管課長を団体の代表者として事故報告書の提出を行うものとし、事故報告書が提出された時点で可否判断を行う。なお、過年度市で補償の対象と認めた別紙２の事業については補償の対象とすること。
（５）要綱第 16 条に基づき、市長は、団体等、まちづくり活動の範囲、参加者の範囲その他まちづくり活動補償の適用について疑義があるときは、保険会社と協議するものとする。
（６）事故受付件数、補償金の支払先及び支払額について、月１回程度実績報告を行う。ただし、実績がない月についてはこの限りではない。

４．保険料緒計算基礎
・令和６年２月１日現在の各務原市の人口　144,841 人
・「こども 110 番の家」登録数　1,033 件
・災害復旧ボランティアの登録人数枠　100 人

５．保険内容

国の認可を受けた費用利益保険（コミュニティ活動補償制度費用保険、熱中症・食中毒補償、疾病補償各特約付帯）及び賠償責任保険（施設業務・生産物・保管財物各特約付帯）及びボランティア活動保険、約定履行費用保険、国内旅行傷害保険（災害救助活動）もしくは、これに類する内容の保険とで構成されており、各務原市まちづくり活動補償制度実施要綱及び同適用基準に基づき本市が補償対象者に対する補償としての費用を負担することにより被る損害を担保する旨の記載がある保険約定で構成されており、かつ各務原市まちづくり活動補償制度実施要綱及び同適用基準と保険約款との整合性が図られていること。

６．引受保険会社の引受承諾書及び保険約款等の事前提出等について

引受保険会社等について以下に定める要件を満たすこと。

また、見積合わせに参加しようとする者は、本仕様書及び各務原市まちづくり活動補償制度実施要綱等と保険約款との整合性並びに本制度の円滑実施が図れることを確認するため、実施要領に定める提出書類を期限までに提出すること。

（１）引受保険会社において、本仕様書、各務原市まちづくり活動補償制度実施要綱等の内容を承諾していること。

（２）引受保険会社は、次の要件を満たしていること。

契約保険については、必要な支払いが確実に履行できるよう、支払い余力を示す財務力格付けにおいて、以下の格付け機関（※注１）のランクのいずれかで「Ａ」以上の格付けがあるものとする。

（※注１：スタンダード＆プアーズ、格付け投資情報センター(Ｒ＆Ｉ)、ムーディーズ社、日本格付研究所）

（３）保険の引受に関し使用するすべての保険約款を提出すること。

（４）地方公共団体における類似の保険契約実績があること。

７．契約代金の支払時期及び方法

契約後、適法の支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

なお、支払前の契約期間（補償対象期間）内の事故についても適用することとする。

８．補償金の直接支払い

（１）要綱第 12 条に基づき、補償金の支払いは市が指定した金融機関の口座に当該保険金を振り込むものとする。

９．その他

（１）詳細については、まちづくり推進課の担当職員と協議しその指示に従うこと。

（２）見積は年間保険料を記載すること。

（３）この仕様書の内容で、保険約款と矛盾又は齟齬がある場合は、この仕様書が優先する。また、仕様書と保険約款及び特約書等との間に矛盾又は齟齬がある場合は、仕様書が優先されるものとする。

（４）受注者は、契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念

等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。

（５）受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。

（参考）

各務原市まちづくり活動補償制度　一覧表

年度	傷害補償		賠償責任補償		疾病死亡弔慰金	
	件数	補償金額（支払額）	件数	補償金額（支払額）	件数	補償金額（支払額）
26	23	1,838,000 円	1	44,280 円	－	－
27	25	1,747,000 円	4	867,428 円	－	－
28	15	489,000 円	1	132,955 円	－	－
29	13	1,882,000 円	0	0 円	－	－
30	19	396,000 円	0	0 円	－	－
1	15	1,480,000 円	0	0 円	－	－
2	5	116,000 円	0	0 円	－	－
3	10	128,000 円	0	0 円	－	－
4	7	210,000 円	1	19,250 円	－	－